

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2025年12月11日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友D S アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 荻原 亘 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 小林 雅子 |
| 【電話番号】 | 03-6205-0911 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | (1)当初自己設定額 500万円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年2月28日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2025年12月11日に半期報告書を提出したことに伴う関係情報の更新、ファンド情報の更新、「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（運用状況に係る情報の提供に関する規定）に伴う信託約款変更の反映等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの沿革】

<更新後>

2025年3月18日 信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

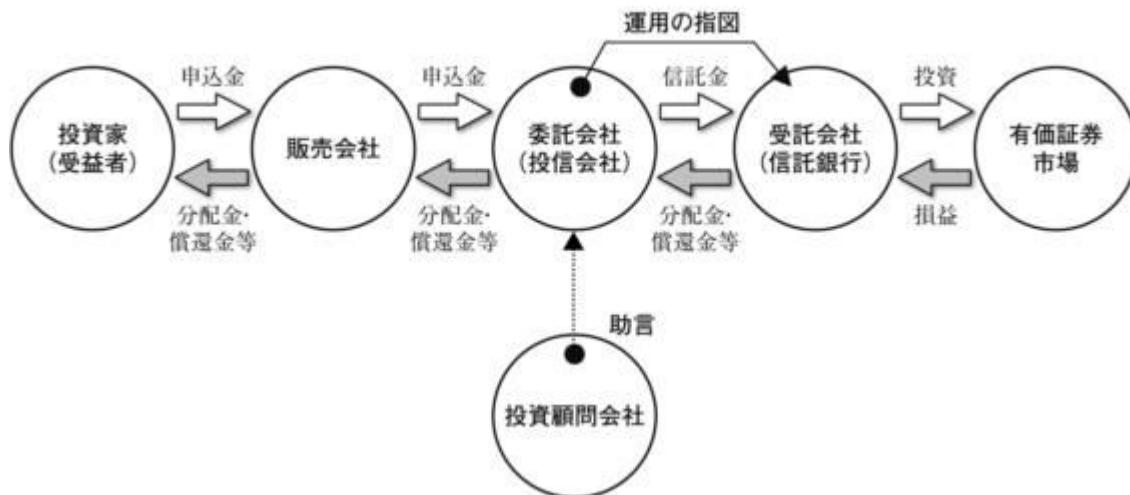
〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C グローバル・インベストメント&コンサルティング株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、各マザーファンドへの投資比率に関する投資助言を行います。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年9月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

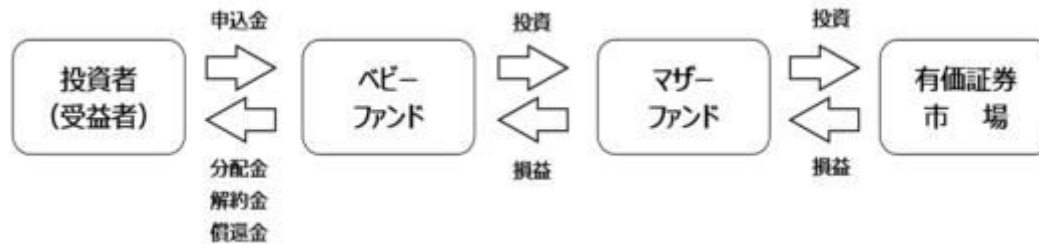
(ハ) 大株主の状況

（2025年9月30日現在）

| 名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 比率 (%) |
|---------------------|---------------------|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 337,248 | 1.0 |

八 ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<更新後>

別に定める親投資信託^(注1)（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。なお、投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。

各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デート^(注2)までの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。

投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。

市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注1)「別に定める親投資信託」とは、次のものとします。

ひとくふう日本株式マザーファンド

ひとくふう先進国株式マザーファンド

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(注2) ターゲット・デートは、2070年の決算日とします。

ファンドの特色

1

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

- 「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、日本を含む世界の株式、公社債等を主要投資対象とします。

※投資対象のマザーファンドは見直す場合があります。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資は、原則としてターゲット・デートまでの残存期間が短くなった場合やターゲット・デート到達以降、あるいは市場のリスクが高まった局面で行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として実質的な株式部分については為替ヘッジは行わず、実質的な債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

〔各マザーファンドの投資方針等〕

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

- 原則としてFTSE世界国債インデックス・採用国の国債から、為替ヘッジ後の期待収益の高い国債を抽出します。
- リスク対比で魅力度の高い債券を絞り込むことで、目標リスクの範囲内で高い期待収益を目指したポートフォリオを構築します。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

※当マザーファンドのベンチマークではありません。

為替ヘッジ付
外国債券
(国内債券を含みます。)

国内株式

外国株式

ひとくふう日本株式マザーファンド

- わが国の株式の中から、原則としてJPX日経インデックス400*の構成銘柄を投資対象とします。
 - ポートフォリオの価格変動リスクを相対的に抑えることを目指して組入銘柄数とウェイトを決定します。
 - JPX日経インデックス400*に比して、より投資効率(リスク調整後期待リターン)を高めた運用を目指します。
- ※当マザーファンドのベンチマークではありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

- 先進国の株式の中から、原則としてMSCIコクサイ・インデックス*の構成銘柄を投資対象とします。
 - バリュエーション等を勘案して銘柄を絞り込んだ上で、価格変動リスクを相対的に抑えることを目指したポートフォリオを構築します。
 - 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ※当マザーファンドのベンチマークではありません。

※当ファンドは、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへ投資を行う場合があります。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

※上記円グラフはイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

2

各マザーファンドへの投資比率の決定にあたっては、ポートフォリオのリスク水準に着目し、ターゲット・デートまでの残存期間が短くなるにつれて目標リスクが逡減されるように調整します。

- ターゲット・デートは、2070年の決算日とします。
- 投資比率はクオンツ手法により算出され、同比率に基づいて運用を行います。
- 市場のリスクが高まった局面では、株式への実質的な投資比率を引き下げるなどリスクを抑制することを基本とします。市場のリスクが低下した局面では、株式への実質的な投資比率を引き上げ、より積極的にリスクを取ることで高いパフォーマンスの獲得を目指します。

※投資比率の決定にあたっては、SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングからの投資助言を活用します。

3

ご購入時およびご換金時に手数料はかかりません。

- ご購入時に購入時手数料はかかりません。また、ご換金時に換金時手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

※保有期間中に運用管理費用(信託報酬)、その他の費用・手数料をファンドで間接的にご負担いただきます。

4

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

- 決算日は、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



指数の著作権など

- JPX日経インデックス400は株式会社JPX総研および株式会社日本経済新聞社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

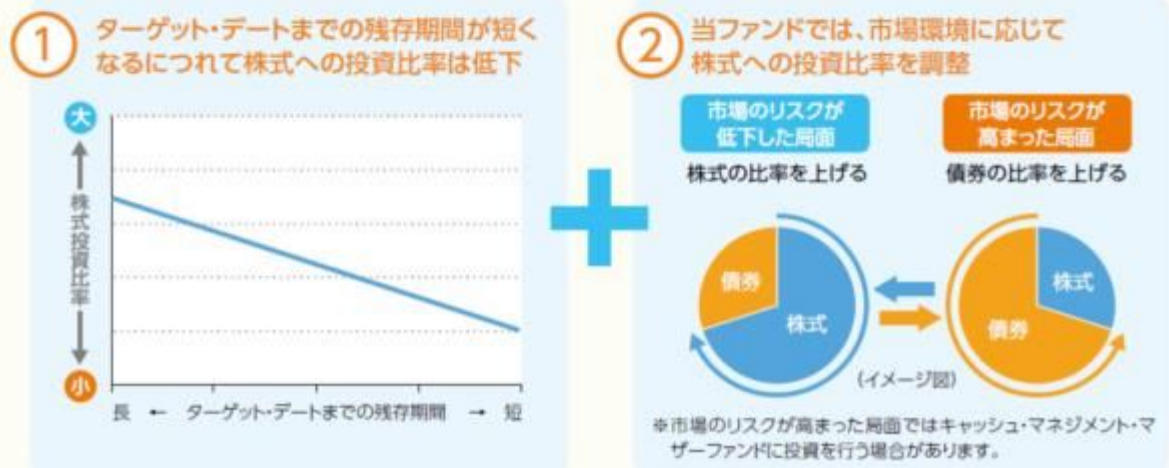
- ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*SMBCグローバル・インベストメント&コンサルティングは、委託会社の親会社である三井住友フィナンシャルグループの子会社（100%出資）であり、委託会社の信託報酬の中から、投資助言にかかる報酬を受領します。

ターゲット・デート・ファンドとは

- ターゲット・デート・ファンドとは、退職時期などあらかじめ設定した時期（ターゲット・デート）に向けて、運用会社がポートフォリオの最適配分を決め、徐々に安定的な運用に切り替えていくファンドです。
- 債券に比べて値動きの変動が大きい株式の比率を時間の経過とともに小さくすることに加えて、当ファンドでは、ポートフォリオのリスク水準に着目し、市場環境の変化に応じて投資比率を機動的に調整することで、市場下落局面の損失の抑制を図ります。



※上記はいずれもイメージであり、実際の運用とは異なる場合があります。

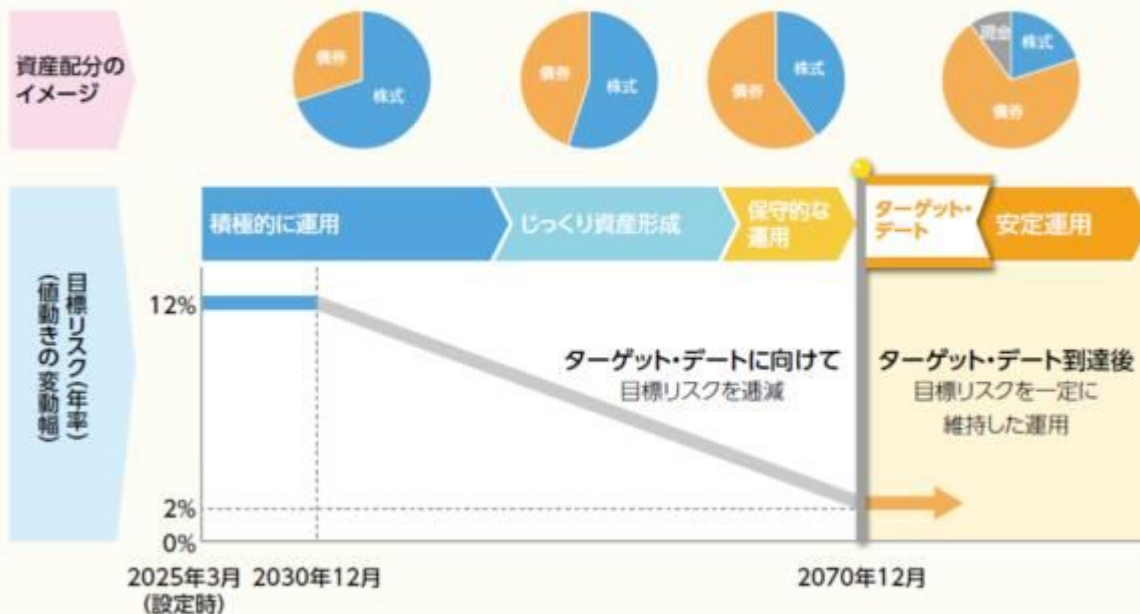
資産配分のイメージおよび目標リスクの推移

■ファンドの運用（各マザーファンドへの資産配分および調整）は、運用部 マルチアセットグループが行います。

※上記の運用担当部署は2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

▶ひとくふうTDF2070



※上記の資産配分の円グラフはイメージであり、実際の配分とは異なります。また、ファンドの基準価額の値動きの変動幅(年率標準偏差)が、目標リスク(年率)の範囲に収まるとは限りません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（八）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（二）為替変動リスク

ファンドは外貨建資産について、原則として株式部分については為替ヘッジは行わず、債券部分については対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジが行われていない部分については為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

為替ヘッジが行われている部分については為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

□ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

資産配分に関する留意点

当ファンドでは、時間の経過とともにリスク性資産の組入比率を逡減させる一般的なターゲット・デート・ファンドとは異なり、時間の経過とともにポートフォリオの目標リスクを逡減させます。そのため、市場動向によっては一般的なターゲット・デート・ファンドと比べて基準価額が下落する場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

【ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンド設定から1年未満のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | |
|------|---|
| 日本株 | TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが開発、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

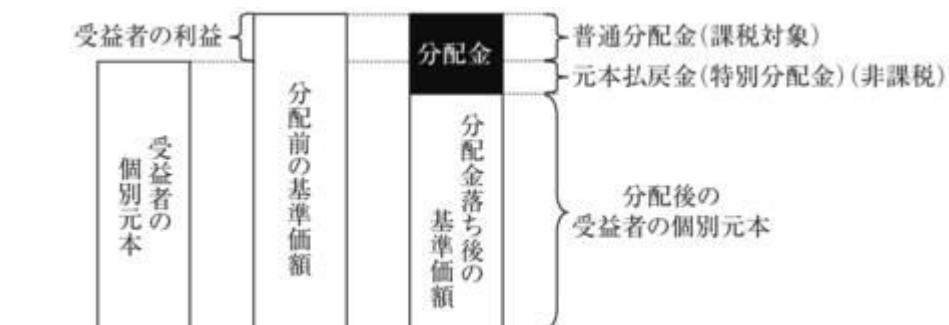
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

5【運用状況】

<更新後>

（1）【投資状況】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

2025年9月30日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|-------------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 5,858,328 | 99.71 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 16,908 | 0.29 |
| 合計（純資産総額） | | 5,875,236 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|-------------------|---------------------------|-----------|-------------|-------------|------------------|------------|-----------------|
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | ひとくふう先進 国株式マザー ファンド | 870,316 | 3.0782 | 2,678,996 | 3.4113 | 2,968,908 | 50.53 |
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | ひとくふう日本 株式マザーファ ンド | 1,223,346 | 2.1885 | 2,677,324 | 2.3619 | 2,889,420 | 49.18 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 99.71 |
| 合計 | 99.71 |

【投資不動産物件】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たりの 純資産額(円) | |
|------------|--------------|-------|--------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 2025年 3月末日 | 4,931,129 | - | 9,862 | - |
| 4月末日 | 4,927,335 | - | 9,855 | - |
| 5月末日 | 5,057,165 | - | 10,114 | - |

| | | | | |
|------|-----------|---|--------|---|
| 6月末日 | 5,154,507 | - | 10,309 | - |
| 7月末日 | 5,261,385 | - | 10,523 | - |
| 8月末日 | 5,738,307 | - | 10,726 | - |
| 9月末日 | 5,875,236 | - | 10,982 | - |

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

該当事項はありません。

【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

| | 収益率(%) |
|----------|--------|
| 第1期(中間期) | 9.6 |

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|----------|-----------|---------|
| 第1期(中間期) | 5,349,749 | 0 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2025年9月30日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------|-------------|
| 株式 | 日本 | 1,276,376,520 | 98.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 23,631,120 | 1.82 |
| 合計(純資産総額) | | 1,300,007,640 | 100.00 |

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2025年9月30日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-------|------|-------------|-------------|
| 株式 | アメリカ | 897,400,111 | 67.18 |
| | カナダ | 79,000,535 | 5.91 |
| | ドイツ | 37,628,032 | 2.82 |

| | | | |
|---------------------|---------|---------------|--------|
| | オーストラリア | 35,984,275 | 2.69 |
| | スペイン | 35,484,252 | 2.66 |
| | フランス | 32,355,777 | 2.42 |
| | イギリス | 29,509,597 | 2.21 |
| | イタリア | 27,435,459 | 2.05 |
| | アイルランド | 19,363,469 | 1.45 |
| | オランダ | 19,171,775 | 1.44 |
| | スイス | 15,062,347 | 1.13 |
| | バミューダ | 9,829,809 | 0.74 |
| | ノルウェー | 8,670,452 | 0.65 |
| | フィンランド | 8,527,563 | 0.64 |
| | ケイマン諸島 | 7,942,010 | 0.59 |
| | ベルギー | 7,360,374 | 0.55 |
| | リベリア | 5,399,270 | 0.40 |
| | 小計 | 1,276,125,107 | 95.53 |
| 新株予約権証券 | カナダ | - | 0.00 |
| 投資証券 | アメリカ | 28,720,434 | 2.15 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | - | 31,001,107 | 2.32 |
| 合計(純資産総額) | | 1,335,846,648 | 100.00 |

その他以下の取引を行っております。

| 種類 | 買建/ 売建 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率 (%) |
|--------|-----------|------|---------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建 | - | 21,780 | 0.00 |
| 為替予約取引 | 売建 | - | 21,807 | 0.00 |

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ひとくふう日本株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2025年9月30日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|-------------------------|-----------|--------|-------------|-------------|------------------|------------|-----------------|
| 日本 | 株式 | 東京エレクト ロン | 電気機器 | 900 | 22,564.83 | 20,308,349 | 26,360.00 | 23,724,000 | 1.82 |
| 日本 | 株式 | 東海旅客鉄道 | 陸運業 | 4,900 | 3,223.52 | 15,795,261 | 4,243.00 | 20,790,700 | 1.60 |
| 日本 | 株式 | アドバンテス ト | 電気機器 | 1,400 | 9,316.05 | 13,042,466 | 14,650.00 | 20,510,000 | 1.58 |
| 日本 | 株式 | ニトリホール ディングス | 小売業 | 7,000 | 2,912.91 | 20,390,345 | 2,853.50 | 19,974,500 | 1.54 |
| 日本 | 株式 | 日本たばこ産 業 | 食料品 | 4,100 | 4,191.89 | 17,186,736 | 4,862.00 | 19,934,200 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | シマノ | 輸送用機 器 | 1,200 | 16,882.99 | 20,259,587 | 16,600.00 | 19,920,000 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | セブン&ア イ・ホール ディングス | 小売業 | 10,000 | 2,093.31 | 20,933,058 | 1,991.00 | 19,910,000 | 1.53 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|------------------------|--------|---------|----------|------------|----------|------------|------|
| 日本 | 株式 | NIPPON EXPRESSホールディングス | 陸運業 | 5,900 | 3,183.32 | 18,781,585 | 3,361.00 | 19,829,900 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 4,700 | 3,815.97 | 17,935,041 | 4,176.00 | 19,627,200 | 1.51 |
| 日本 | 株式 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 3,900 | 4,210.28 | 16,420,076 | 4,988.00 | 19,453,200 | 1.50 |
| 日本 | 株式 | 塩野義製薬 | 医薬品 | 7,500 | 2,472.86 | 18,546,469 | 2,591.50 | 19,436,250 | 1.50 |
| 日本 | 株式 | LINEヤフー | 情報・通信業 | 40,700 | 503.11 | 20,476,429 | 476.10 | 19,377,270 | 1.49 |
| 日本 | 株式 | キリンホールディングス | 食料品 | 8,900 | 2,094.87 | 18,644,383 | 2,167.50 | 19,290,750 | 1.48 |
| 日本 | 株式 | 西武ホールディングス | 陸運業 | 3,600 | 3,916.39 | 14,098,999 | 5,353.00 | 19,270,800 | 1.48 |
| 日本 | 株式 | 日清食品ホールディングス | 食料品 | 6,900 | 2,937.90 | 20,271,529 | 2,786.00 | 19,223,400 | 1.48 |
| 日本 | 株式 | 大和ハウス工業 | 建設業 | 3,600 | 5,063.62 | 18,229,026 | 5,320.00 | 19,152,000 | 1.47 |
| 日本 | 株式 | ヤクルト本社 | 食料品 | 7,900 | 2,720.15 | 21,489,188 | 2,411.50 | 19,050,850 | 1.47 |
| 日本 | 株式 | 明治ホールディングス | 食料品 | 6,200 | 3,135.12 | 19,437,771 | 3,066.00 | 19,009,200 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | 東宝 | 情報・通信業 | 2,000 | 7,769.58 | 15,539,154 | 9,500.00 | 19,000,000 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | セコム | サービス業 | 3,500 | 5,345.52 | 18,709,312 | 5,425.00 | 18,987,500 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | サントリー食品インターナショナル | 食料品 | 4,100 | 4,699.22 | 19,266,809 | 4,625.00 | 18,962,500 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | NTT | 情報・通信業 | 122,400 | 153.28 | 18,761,813 | 154.70 | 18,935,280 | 1.46 |
| 日本 | 株式 | アステラス製薬 | 医薬品 | 11,800 | 1,490.70 | 17,590,202 | 1,600.50 | 18,885,900 | 1.45 |
| 日本 | 株式 | 西日本旅客鉄道 | 陸運業 | 5,800 | 3,361.59 | 19,497,200 | 3,243.00 | 18,809,400 | 1.45 |
| 日本 | 株式 | 神戸物産 | 卸売業 | 4,600 | 3,789.98 | 17,433,910 | 4,064.00 | 18,694,400 | 1.44 |
| 日本 | 株式 | 王子ホールディングス | パルプ・紙 | 23,000 | 708.02 | 16,284,449 | 809.00 | 18,607,000 | 1.43 |
| 日本 | 株式 | オービック | 情報・通信業 | 3,600 | 5,030.73 | 18,110,633 | 5,154.00 | 18,554,400 | 1.43 |
| 日本 | 株式 | ANAホールディングス | 空運業 | 6,400 | 2,963.78 | 18,968,193 | 2,861.00 | 18,310,400 | 1.41 |
| 日本 | 株式 | 関電工 | 建設業 | 4,500 | 3,379.08 | 15,205,840 | 4,056.00 | 18,252,000 | 1.40 |
| 日本 | 株式 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 83,600 | 221.79 | 18,541,662 | 217.70 | 18,199,720 | 1.40 |

□ 種別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|--------|--------|---------|
| 株式(国内) | 水産・農林業 | 0.65 |

| | |
|----------|-------|
| 建設業 | 6.75 |
| 食料品 | 12.14 |
| パルプ・紙 | 1.43 |
| 化学 | 3.95 |
| 医薬品 | 6.31 |
| 鉄鋼 | 0.16 |
| 機械 | 0.44 |
| 電気機器 | 3.67 |
| 輸送用機器 | 1.53 |
| その他製品 | 1.68 |
| 電気・ガス業 | 1.02 |
| 陸運業 | 10.99 |
| 海運業 | 2.98 |
| 空運業 | 2.35 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.45 |
| 情報・通信業 | 12.93 |
| 卸売業 | 3.13 |
| 小売業 | 15.41 |
| 銀行業 | 4.59 |
| その他金融業 | 0.34 |
| 不動産業 | 1.37 |
| サービス業 | 3.94 |
| 合計 | 98.18 |

ひとくふう先進国株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|-----------------------------------|---------------------|-------|-------------|-------------|------------------|------------|-----------------|
| アメリカ | 株式 | BROADCOM INC | 半導体・ 半導体製 造装置 | 821 | 35,456.06 | 29,109,427 | 48,817.75 | 40,079,374 | 3.00 |
| アメリカ | 株式 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | ソフト ウェア・ サービス | 890 | 38,345.58 | 34,127,565 | 41,656.62 | 37,074,395 | 2.78 |
| アメリカ | 株式 | META PLATFORMS INC-CLASS A | メディ ア・娯楽 | 312 | 103,549.66 | 32,307,492 | 110,677.39 | 34,531,346 | 2.58 |
| アメリカ | 株式 | QUALCOMM INC | 半導体・ 半導体製 造装置 | 1,259 | 23,077.12 | 29,054,088 | 24,609.86 | 30,983,818 | 2.32 |
| アメリカ | 株式 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 金融サー ビス | 401 | 74,687.01 | 29,949,489 | 74,328.34 | 29,805,664 | 2.23 |
| アメリカ | 株式 | AT&T INC | 電気通信 サービス | 6,430 | 4,161.44 | 26,758,080 | 4,179.06 | 26,871,366 | 2.01 |
| アメリカ | 株式 | BOOKING HOLDINGS INC | 消費者 サービス | 33 | 790,876.50 | 26,098,924 | 812,112.11 | 26,799,699 | 2.01 |

| | | | | | | | | | |
|------------|----------|-----------------------------------|--|-------|------------|------------|------------|------------|------|
| アメリカ | 株式 | COSTCO WHOLESALE CORP | 生活必需品 流通・ 小売り | 184 | 150,256.37 | 27,647,172 | 136,503.61 | 25,116,663 | 1.88 |
| アメリカ | 株式 | GILEAD SCIENCES INC | 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス | 1,403 | 15,741.42 | 22,085,215 | 16,766.87 | 23,523,912 | 1.76 |
| フランス | 株式 | TOTALENERGIES SE | エネル ギー | 2,485 | 9,597.50 | 23,849,780 | 9,255.63 | 23,000,249 | 1.72 |
| アメリカ | 投資証 券 | VANGUARD S&P 500 ETF | - | 253 | 81,386.53 | 20,590,791 | 90,836.15 | 22,981,547 | 1.72 |
| アメリカ | 株式 | MICRON TECHNOLOGY INC | 半導体・ 半導体製 造装置 | 916 | 16,506.75 | 15,120,187 | 24,401.43 | 22,351,711 | 1.67 |
| アメリカ | 株式 | PROGRESSIVE CORP | 保険 | 605 | 40,045.75 | 24,227,678 | 36,386.27 | 22,013,694 | 1.65 |
| アメリカ | 株式 | ALTRIA GROUP INC | 食品・飲 料・タバ コ | 2,151 | 8,900.55 | 19,145,082 | 9,776.95 | 21,030,218 | 1.57 |
| イタリア | 株式 | UNICREDIT SPA | 銀行 | 1,705 | 9,924.67 | 16,921,564 | 11,103.27 | 18,931,076 | 1.42 |
| アメリカ | 株式 | MERCK & CO. INC. | 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス | 1,581 | 12,919.39 | 20,425,548 | 11,698.99 | 18,496,103 | 1.38 |
| アメリカ | 株式 | O'REILLY AUTOMOTIVE INC | 一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り | 1,073 | 14,170.94 | 15,205,413 | 16,012.04 | 17,180,923 | 1.29 |
| アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL A | メディ ア・娯楽 | 441 | 27,512.14 | 12,132,855 | 36,334.16 | 16,023,366 | 1.20 |
| アメリカ | 株式 | MCKESSON CORP | ヘルスケ ア機器・ サービス | 138 | 100,596.61 | 13,882,331 | 113,419.76 | 15,651,927 | 1.17 |
| アメリカ | 株式 | CADENCE DESIGN SYS INC | ソフト ウェア・ サービス | 297 | 43,509.25 | 12,922,248 | 51,887.66 | 15,410,634 | 1.15 |
| アイルラ ンド | 株式 | SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS | テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器 | 445 | 22,853.05 | 10,169,608 | 34,114.36 | 15,180,891 | 1.14 |
| アメリカ | 株式 | GENERAL MOTORS CO | 自動車・ 自動車部 品 | 1,615 | 7,577.80 | 12,238,150 | 9,099.55 | 14,695,766 | 1.10 |
| アメリカ | 株式 | ELECTRONIC ARTS INC | メディ ア・娯楽 | 485 | 21,574.23 | 10,463,503 | 30,081.20 | 14,589,383 | 1.09 |
| アメリカ | 株式 | FASTENAL CO | 資本財 | 1,893 | 6,240.29 | 11,812,870 | 7,275.77 | 13,773,024 | 1.03 |

| | | | | | | | | | |
|------|----|----------------------------|------------------|-------|------------|------------|------------|------------|------|
| カナダ | 株式 | KINROSS GOLD CORP | 素材 | 3,620 | 2,548.49 | 9,225,526 | 3,624.25 | 13,119,781 | 0.98 |
| イギリス | 株式 | 3I GROUP PLC | 金融サービス | 1,602 | 8,053.95 | 12,902,433 | 8,044.37 | 12,887,072 | 0.96 |
| ドイツ | 株式 | DEUTSCHE TELEKOM AG-REG | 電気通信サービス | 2,478 | 5,780.56 | 14,324,233 | 5,021.25 | 12,442,649 | 0.93 |
| カナダ | 株式 | CONSTELLATION SOFTWARE INC | ソフトウェア・サービス | 30 | 516,402.99 | 15,492,089 | 402,702.17 | 12,081,065 | 0.90 |
| アメリカ | 株式 | CENCORA INC | ヘルスケア機器・サービス | 260 | 40,881.64 | 10,629,226 | 45,865.46 | 11,925,020 | 0.89 |
| アメリカ | 株式 | ROSS STORES INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 527 | 21,149.77 | 11,145,927 | 22,608.92 | 11,914,899 | 0.89 |

□ 種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率（％） |
|-------------|------------------------|---------|
| 株式（外国） | エネルギー | 4.71 |
| | 素材 | 3.46 |
| | 資本財 | 6.18 |
| | 商業・専門サービス | 1.04 |
| | 自動車・自動車部品 | 1.48 |
| | 耐久消費財・アパレル | 1.68 |
| | 消費者サービス | 3.21 |
| | 一般消費財・サービス流通・小売り | 5.78 |
| | 生活必需品流通・小売り | 3.97 |
| | 食品・飲料・タバコ | 2.87 |
| | 家庭用品・パーソナル用品 | 0.83 |
| | ヘルスケア機器・サービス | 3.09 |
| | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 6.29 |
| | 銀行 | 3.13 |
| | 金融サービス | 6.58 |
| | 保険 | 5.41 |
| | ソフトウェア・サービス | 9.25 |
| | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 7.44 |
| 半導体・半導体製造装置 | 7.47 | |
| 電気通信サービス | 2.94 | |
| 公益事業 | 2.70 | |
| メディア・娯楽 | 6.05 | |
| 新株予約権証券 | - | 0.00 |
| 投資証券 | - | 2.15 |
| 合計 | | 97.68 |

投資不動産物件

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ひとくふう日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2025年9月30日現在

| 種類 | 資産の名称 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 (円) | 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|------------|---------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------------|
| 為替予約 取引 | アメリカ・ドル | 買建 | 146.33 | 21,856 | 21,780 | 0.00 |
| | カナダ・ドル | 売建 | 204.00 | 21,856 | 21,807 | 0.00 |

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2025年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

■ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 99.71 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.29 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|-----------|-------------------|-------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ひとくふう先進国株式マザーファンド | 50.53 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ひとくふう日本株式マザーファンド | 49.18 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■ひとくふう日本株式マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 株式 | 日本 | 98.18 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.82 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|----|------------------------|-------|-------|
| 日本 | 株式 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 1.82 |
| 日本 | 株式 | 東海旅客鉄道 | 陸運業 | 1.60 |
| 日本 | 株式 | アドバンテスト | 電気機器 | 1.58 |
| 日本 | 株式 | ニトリホールディングス | 小売業 | 1.54 |
| 日本 | 株式 | 日本たばこ産業 | 食料品 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | シマノ | 輸送用機器 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホールディングス | 小売業 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | NIPPON EXPRESSホールディングス | 陸運業 | 1.53 |
| 日本 | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 1.51 |
| 日本 | 株式 | みずほフィナンシャルグループ | 銀行業 | 1.50 |

■ひとくふう先進国株式マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|---------|--------|
| 株式 | アメリカ | 67.18 |
| | カナダ | 5.91 |
| | ドイツ | 2.82 |
| | オーストラリア | 2.69 |
| | スペイン | 2.66 |
| | フランス | 2.42 |
| | その他 | 11.85 |
| 投資証券 | アメリカ | 2.15 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.32 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|----|-----------------------------|------------------------|-------|
| アメリカ | 株式 | BROADCOM INC | 半導体・半導体製造装置 | 3.00 |
| アメリカ | 株式 | INTL BUSINESS MACHINES CORP | ソフトウェア・サービス | 2.78 |
| アメリカ | 株式 | META PLATFORMS INC-CLASS A | メディア・娯楽 | 2.58 |
| アメリカ | 株式 | QUALCOMM INC | 半導体・半導体製造装置 | 2.32 |
| アメリカ | 株式 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 金融サービス | 2.23 |
| アメリカ | 株式 | AT&T INC | 電気通信サービス | 2.01 |
| アメリカ | 株式 | BOOKING HOLDINGS INC | 消費者サービス | 2.01 |
| アメリカ | 株式 | COSTCO WHOLESALE CORP | 生活必需品流通・小売り | 1.88 |
| アメリカ | 株式 | GILEAD SCIENCES INC | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.76 |
| フランス | 株式 | TOTALENERGIES SE | エネルギー | 1.72 |

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。



第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

- 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2025年3月18日から2025年9月17日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

【中間財務諸表】

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

| 第1期中間計算期間 (2025年9月17日現在) | |
|-----------------------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 149 |
| コール・ローン | 27,465 |
| 親投資信託受益証券 | 5,845,296 |
| 流動資産合計 | 5,872,910 |
| 資産合計 | |
| 5,872,910 | |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 787 |
| 未払委託者報酬 | 9,115 |
| 流動負債合計 | 9,902 |
| 負債合計 | |
| 9,902 | |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 5,349,749 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 513,259 |
| (分配準備積立金) | - |
| 元本等合計 | 5,863,008 |
| 純資産合計 | |
| 5,863,008 | |
| 負債純資産合計 | |
| 5,872,910 | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| 第1期中間計算期間 自 2025年3月18日 至 2025年9月17日 | |
|---|---------|
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 495,261 |
| 営業収益合計 | 495,261 |
| 営業費用 | |

| 第1期中間計算期間 | |
|---|---------|
| 自 2025年 3月18日 | |
| 至 2025年 9月17日 | |
| 受託者報酬 | 787 |
| 委託者報酬 | 9,115 |
| 営業費用合計 | 9,902 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 485,359 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 485,359 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 485,359 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,900 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 27,900 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 513,259 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 第1期中間計算期間 |
|--------------------|---|
| | 自 2025年3月18日 至 2025年9月17日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | 第1期中間計算期間 |
|-------------------------|---|
| | (2025年9月17日現在) |
| 1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数 | 5,349,749口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.0959円 (1万口当たりの純資産額10,959円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1期中間計算期間 (2025年9月17日現在) |
|----------------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項目 | 第1期中間計算期間 (2025年9月17日現在) |
|-----------|-----------------------------|
| 期首元本額 | 5,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 349,749円 |
| 期中一部解約元本額 | -円 |

（参考）

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」および「ひとくふう先進国株式マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

| (2025年9月17日現在) | |
|----------------|------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 59,231 |
| コール・ローン | 10,929,158 |

| | |
|-------------|---------------|
| 株式 | 1,307,450,830 |
| 未収配当金 | 853,474 |
| 流動資産合計 | 1,319,292,693 |
| 資産合計 | 1,319,292,693 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 628,831 |
| 流動負債合計 | 628,831 |
| 負債合計 | 628,831 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 549,850,864 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 768,812,998 |
| 元本等合計 | 1,318,663,862 |
| 純資産合計 | 1,318,663,862 |
| 負債純資産合計 | 1,319,292,693 |

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 自 2025年3月18日 至 2025年9月17日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | (2025年9月17日現在) |
|---------------------------|---|
| 1. 当計算期間の末日における 受益権の総数 | 549,850,864口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 2.3982円 (1万口当たりの純資産額23,982円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項 目 | (2025年9月17日現在) |
|-----|------------------|
|-----|------------------|

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| (2025年9月17日現在) | |
|-------------------------|--------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 477,162,834円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 336,194,395円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 263,506,365円 |
| 2025年9月17日現在の元本の内訳 | |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 | 27,892,116円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 | 69,847,122円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 | 63,063,972円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 | 71,382,412円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 | 71,640,801円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 | 86,442,468円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 | 69,937,235円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 | 88,421,392円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070 | 1,223,346円 |
| 合計 | 549,850,864円 |

ひとくふう先進国株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| (2025年9月17日現在) | |
|----------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 16,221,787 |
| 金銭信託 | 63,213 |
| コール・ローン | 11,663,881 |
| 株式 | 1,251,128,594 |

| | |
|-------------|---------------|
| 投資証券 | 28,190,312 |
| 未収配当金 | 1,986,568 |
| 流動資産合計 | 1,309,254,355 |
| 資産合計 | 1,309,254,355 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 628,831 |
| 流動負債合計 | 628,831 |
| 負債合計 | 628,831 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 391,182,137 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 917,443,387 |
| 元本等合計 | 1,308,625,524 |
| 純資産合計 | 1,308,625,524 |
| 負債純資産合計 | 1,309,254,355 |

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 自 2025年3月18日 至 2025年9月17日 |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | (2025年9月17日現在) |
|-----------------------|------------------|
| 1. 当計算期間の末日における受益権の総数 | 391,182,137口 |

| | |
|----------------|---|
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 3,3453円 (1万口当たりの純資産額33,453円) |
|----------------|---|

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2025年9月17日現在) |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券(株式、新株予約権証券、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| (2025年9月17日現在) | |
|-------------------------|--------------|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 328,492,553円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 234,449,196円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 171,759,612円 |
| 2025年9月17日現在の元本の内訳 | |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 | 19,844,966円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 | 49,692,131円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 | 44,866,123円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 | 50,774,919円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 | 50,970,830円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 | 61,500,541円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 | 49,758,129円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 | 62,904,182円 |
| ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070 | 870,316円 |
| 合計 | 391,182,137円 |

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070

2025年9月30日現在

| | |
|----------------|------------|
| 資産総額 | 5,876,040円 |
| 負債総額 | 804円 |
| 純資産総額(-) | 5,875,236円 |
| 発行済口数 | 5,349,749口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0982円 |
| (1万口当たり純資産額) | (10,982円) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

| | |
|--------------|--------------|
| | 2025年9月30日現在 |
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

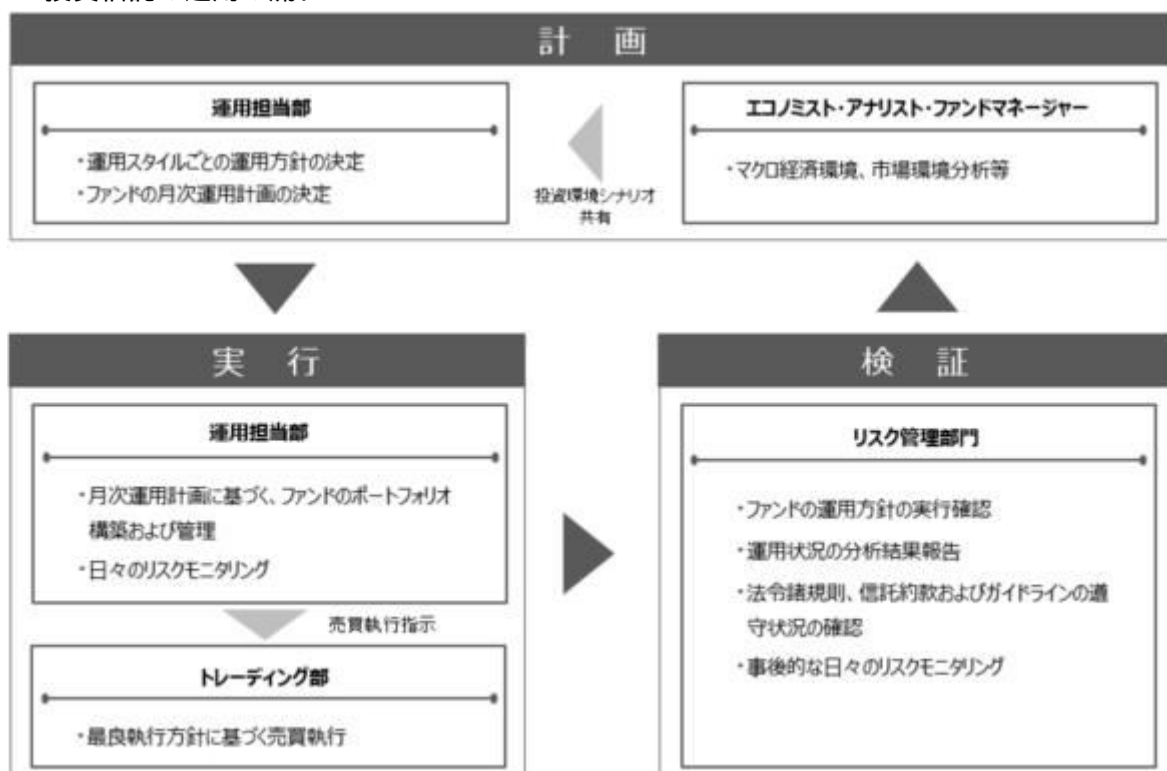
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 652 | 14,535,591 |
| 単位型株式投資信託 | 68 | 617,998 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 23,276 |
| 単位型公社債投資信託 | 119 | 175,000 |
| 合計 | 840 | 15,351,866 |

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | (単位：千円) | |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 66,540,261 | 52,028,017 |
| 金銭の信託 | 23,435,831 | 31,752,052 |
| 顧客分別金信託 | 300,051 | 500,353 |
| 前払費用 | 583,635 | 644,114 |
| 未収入金 | 193,837 | 250,860 |
| 未収委託者報酬 | 14,480,419 | 15,384,824 |
| 未収運用受託報酬 | 3,342,186 | 4,912,858 |
| 未収投資助言報酬 | 406,420 | 292,775 |
| 未収収益 | 84,166 | 79,998 |
| 未収還付法人税等 | - | 125,792 |

| | | | |
|--------------|---|-------------|-------------|
| その他の流動資産 | | 43,391 | 134,288 |
| 流動資産合計 | | 109,410,202 | 106,105,936 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | 1 | | |
| 建物 | | 1,265,924 | 1,157,214 |
| 器具備品 | | 516,485 | 471,243 |
| 土地 | | 710 | 710 |
| リース資産 | | 1,782 | - |
| 有形固定資産合計 | | 1,784,901 | 1,629,168 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 2,606,617 | 2,074,805 |
| ソフトウェア仮勘定のれん | | 101,101 | 511,487 |
| のれん | | 2,740,868 | 2,436,327 |
| 顧客関連資産 | | 9,332,065 | 7,218,790 |
| 電話加入権 | | 12,706 | 12,706 |
| 商標権 | | 30 | 24 |
| 無形固定資産合計 | | 14,793,389 | 12,254,141 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 9,976,957 | 9,257,612 |
| 関係会社株式 | | 1,927,221 | 1,740,365 |
| 長期差入保証金 | | 1,361,654 | 1,360,241 |
| 長期前払費用 | | 44,009 | 75,691 |
| 会員権 | | 90,479 | 90,479 |
| 繰延税金資産 | | 716,093 | 942,908 |
| 貸倒引当金 | | 20,750 | 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 14,095,666 | 13,446,548 |
| 固定資産合計 | | 30,673,957 | 27,329,857 |
| 資産合計 | | 140,084,160 | 133,435,793 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,960 | - |
| 顧客からの預り金 | 21,728 | 51,505 |
| その他の預り金 | 166,944 | 172,482 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,927 | 1,974 |
| 未払償還金 | 1,253 | 1,253 |
| 未払手数料 | 6,580,971 | 6,763,424 |
| その他未払金 | 642,514 | 161,092 |
| 未払費用 | 7,405,559 | 7,518,259 |
| 未払消費税等 | 937,155 | 1,255,374 |
| 未払法人税等 | 5,104,541 | 503,871 |
| 賞与引当金 | 2,854,060 | 3,393,355 |
| その他の流動負債 | 17,443 | 34,270 |
| 流動負債合計 | 23,736,060 | 19,856,864 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 4,941,989 | 4,542,870 |
| 固定負債合計 | 4,941,989 | 4,542,870 |
| 負債合計 | 28,678,050 | 24,399,734 |

純資産の部

株主資本

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 27,075,963 | 24,744,514 |
| 利益剰余金合計 | 27,360,208 | 25,028,759 |
| 株主資本計 | 111,456,155 | 109,124,705 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 50,045 | 88,646 |
| 評価・換算差額等合計 | 50,045 | 88,646 |
| 純資産合計 | 111,406,109 | 109,036,059 |
| 負債・純資産合計 | 140,084,160 | 133,435,793 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 69,953,226 | 78,891,124 |
| 運用受託報酬 | 11,147,187 | 13,102,509 |
| 投資助言報酬 | 1,302,916 | 1,360,859 |
| その他営業収益 | | |
| サービス支援手数料 | 319,553 | 400,872 |
| その他 | 8,758 | 10,391 |
| 営業収益計 | 82,731,642 | 93,765,757 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 32,014,851 | 35,223,731 |
| 広告宣伝費 | 320,694 | 335,877 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 4,637,211 | 5,327,087 |
| 委託調査費 | 12,412,033 | 14,077,571 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 56,291 | 51,489 |
| 印刷費 | 457,187 | 421,006 |
| 協会費 | 38,305 | 44,372 |
| 諸会費 | 30,484 | 42,328 |
| 情報機器関連費 | 5,268,275 | 5,313,187 |
| 販売促進費 | 31,339 | 44,315 |
| その他 | 253,344 | 410,566 |
| 営業費用合計 | 55,520,019 | 61,291,534 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 232,329 | 223,068 |
| 給料・手当 | 8,043,456 | 8,380,787 |
| 賞与 | 1,073,375 | 1,098,999 |
| 賞与引当金繰入額 | 2,854,060 | 3,379,790 |
| 交際費 | 57,134 | 54,024 |
| 寄付金 | 26,400 | 24,878 |
| 事務委託費 | 2,022,734 | 2,225,175 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 旅費交通費 | 166,596 | 242,135 |
| 租税公課 | 600,468 | 413,678 |
| 不動産賃借料 | 1,249,392 | 1,225,686 |
| 退職給付費用 | 712,228 | 803,656 |
| 固定資産減価償却費 | 3,281,572 | 3,349,674 |
| のれん償却費 | 304,540 | 304,540 |
| 諸経費 | 215,455 | 356,081 |
| 一般管理費合計 | 20,839,745 | 22,082,177 |
| 営業利益 | 6,371,877 | 10,392,045 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | 11,021,392 | | 388,907 | |
| 受取利息 | 2,840 | | 46,258 | |
| 金銭の信託運用益 | 199,056 | | - | |
| 時効成立分配金・償還金 | 461 | | 506 | |
| 原稿・講演料 | 2,143 | | 2,440 | |
| 投資有価証券償還益 | 5,384 | | 115 | |
| 投資有価証券売却益 | 12,261 | | 826 | |
| 投資事業組合運用益 | - | | 36,683 | |
| 為替差益 | - | | 75,948 | |
| 不動産賃貸料 | 108,505 | | 117,054 | |
| 雑収入 | 20,632 | | 41,618 | |
| 営業外収益合計 | 11,372,678 | | 710,359 | |
| 営業外費用 | | | | |
| 金銭の信託運用損 | - | | 88,979 | |
| 投資有価証券償還損 | 10,829 | | 137,207 | |
| 投資有価証券売却損 | 48,575 | | 93 | |
| 投資事業組合運用損 | - | | 56,719 | |
| 為替差損 | 4,701 | | - | |
| 雑損失 | - | | 4,818 | |
| 営業外費用合計 | 64,106 | | 287,820 | |
| 経常利益 | 17,680,450 | | 10,814,585 | |
| 特別利益 | | | | |
| 子会社株式売却益 | 1 | 14,096,622 | 672,682 | |
| 特別利益合計 | | 14,096,622 | 672,682 | |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 12,385 | 76,933 | |
| 固定資産売却損 | | - | 204 | |
| 投資有価証券評価損 | | - | 3,191 | |
| 特別損失合計 | | 12,385 | 80,328 | |
| 税引前当期純利益 | | 31,764,687 | 11,406,939 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7,802,794 | 3,062,795 | |
| 法人税等調整額 | | 1,314,394 | 162,825 | |
| 法人税等合計 | | 6,488,400 | 2,899,969 | |
| 当期純利益 | | 25,276,287 | 8,506,969 | |

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 3,391,568 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 1,591,892 |
| 当期純利益 | | | | | | 25,276,287 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 23,684,394 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 27,075,963 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------|-------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 3,675,814 | 87,771,760 | 142,558 | 142,558 | 87,629,201 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 1,591,892 | 1,591,892 | | | 1,591,892 |
| 当期純利益 | 25,276,287 | 25,276,287 | | | 25,276,287 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | 92,513 | 92,513 | 92,513 |
| 当期変動額合計 | 23,684,394 | 23,684,394 | 92,513 | 92,513 | 23,776,908 |
| 当期末残高 | 27,360,208 | 111,456,155 | 50,045 | 50,045 | 111,406,109 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 27,075,963 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 10,838,419 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,506,969 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,331,449 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | 24,744,514 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | |
|--|-------|--|----------|--|
| | 利益剰余金 | | | |
| | | | | |

| | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------|-------------|
| 当期首残高 | 27,360,208 | 111,456,155 | 50,045 | 50,045 | 111,406,109 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 10,838,419 | 10,838,419 | | | 10,838,419 |
| 当期純利益 | 8,506,969 | 8,506,969 | | | 8,506,969 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | 38,600 | 38,600 | 38,600 |
| 当期変動額合計 | 2,331,449 | 2,331,449 | 38,600 | 38,600 | 2,370,050 |
| 当期末残高 | 25,028,759 | 109,124,705 | 88,646 | 88,646 | 109,036,059 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～30年 |
| 器具備品 | 4～15年 |

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---------------|-------|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | 6～19年 |
| ソフトウェア(自社利用分) | 5年 |

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 397,568千円 | 470,078千円 |
| 器具備品 | 1,493,885千円 | 1,594,310千円 |
| リース資産 | 9,824千円 | -千円 |

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | -千円 | -千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------|--|--|
| 建物 | 9,039千円 | 74,175千円 |
| 器具備品 | 2,987千円 | 2,757千円 |
| ソフトウェア | 358千円 | -千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 | 33,870,060株 | - | - | 33,870,060株 |

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2023年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,591,892 | 47.00 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月29日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2024年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,838,419 | 320.00 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月27日 |

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式 | 33,870,060株 | - | - | 33,870,060株 |

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2024年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 10,838,419 | 320.00 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月27日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2025年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 4,674,068 | 138.00 | 2025年 3月31日 | 2025年 6月25日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 1,161,545 | 1,129,463 |
| 1年超 | - | 4,517,068 |
| 合計 | 1,161,545 | 5,646,531 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|------------|------------|----|
| (1)金銭の信託 | 23,435,831 | 23,435,831 | - |
| (2)投資有価証券 其他有価証券 | 9,292,678 | 9,292,678 | - |
| 資産計 | 32,728,510 | 32,728,510 | - |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|------------|------------|----|
| (1)金銭の信託 | 31,752,052 | 31,752,052 | - |
| (2)投資有価証券 其他有価証券 | 7,659,105 | 7,659,105 | - |
| 資産計 | 39,411,157 | 39,411,157 | - |

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度 （2024年3月31日） | 当事業年度 （2025年3月31日） |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 其他有価証券 | | |
| (1)非上場株式 | 40,370 | 40,367 |
| (2)組合出資金等 | 643,909 | 1,558,139 |
| 合計 | 684,279 | 1,598,506 |
| 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 1,927,221 | 1,740,365 |
| 合計 | 1,927,221 | 1,740,365 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|---------------------|------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| (1)金銭の信託 | - | 23,435,831 | - | 23,435,831 |
| (2)投資有価証券 其他有価証券 | - | 9,292,678 | - | 9,292,678 |
| 資産計 | - | 32,728,510 | - | 32,728,510 |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|---------------------|------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| (1)金銭の信託 | - | 31,752,052 | - | 31,752,052 |
| (2)投資有価証券 其他有価証券 | - | 7,659,105 | - | 7,659,105 |
| 資産計 | - | 39,411,157 | - | 39,411,157 |

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 3,489,939 | 3,297,367 | 192,572 |
| 小計 | 3,489,939 | 3,297,367 | 192,572 |
| (2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 5,802,739 | 6,025,562 | 222,822 |
| 小計 | 5,802,739 | 6,025,562 | 222,822 |
| 合計 | 9,292,678 | 9,322,929 | 30,250 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 708,609 | 686,216 | 22,393 |
| 小計 | 708,609 | 686,216 | 22,393 |
| (2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 6,950,495 | 7,083,155 | 132,659 |
| 小計 | 6,950,495 | 7,083,155 | 132,659 |
| 合計 | 7,659,105 | 7,769,371 | 110,265 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 801,686 | 12,261 | 48,575 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 217,908 | 5,384 | 10,829 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|---------|---------|
| 10,732 | 826 | 93 |

(単位：千円)

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 1,791,952 | 115 | 137,207 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 5,027,832 | 4,941,989 |
| 勤務費用 | 423,516 | 430,325 |
| 利息費用 | 11,432 | 21,674 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 34,405 | 153,045 |
| 退職給付の支払額 | 466,321 | 698,074 |
| 過去勤務費用の発生額 | 20,064 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 4,941,989 | 4,542,870 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 4,941,989 | 4,542,870 |
| 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| 未認識過去勤務費用 | - | - |
| 退職給付引当金 | 4,941,989 | 4,542,870 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 423,516 | 430,325 |
| 利息費用 | 11,432 | 21,674 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 34,405 | 153,045 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 20,064 | - |
| その他 | 67,197 | 224,756 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 447,675 | 523,711 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----|--|--|
| 割引率 | 0.440% | 1.160% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：千円) | |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,513,237 | 1,431,912 |
| 賞与引当金 | 873,913 | 1,039,045 |
| 調査費 | 558,908 | 439,517 |
| 未払金 | 176,993 | 128,135 |
| 未払事業税 | 365,090 | 13,007 |
| ソフトウェア償却 | 101,113 | 110,261 |
| 子会社株式評価損 | 114,876 | 50,907 |
| その他有価証券評価差額金 | 109,942 | 47,871 |
| その他 | 18,064 | 22,468 |
| 繰延税金資産小計 | 3,832,139 | 3,283,127 |
| 評価性引当額 | 198,503 | 62,724 |
| 繰延税金資産合計 | 3,633,635 | 3,220,403 |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 2,857,478 | 2,270,365 |
| その他有価証券評価差額金 | 60,063 | 7,129 |
| 繰延税金負債合計 | 2,917,542 | 2,277,494 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 716,093 | 942,908 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | (単位：%) | |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 | - | 3.8 |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | 10.6 | 0.9 |
| 評価性引当額の増減 | - | 0.9 |
| 外国税額控除 | - | 0.3 |
| のれん償却費 | 0.2 | 0.8 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1 | 0.2 |
| その他 | 0.0 | 0.2 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 20.4 | 25.4 |

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|------------|------------|------------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 69,953,226 | 11,147,187 | 1,302,916 | 328,311 | 82,731,642 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|------------|------------|------------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への営業収益 | 78,891,124 | 13,102,509 | 1,360,859 | 411,264 | 93,765,757 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|------------|---------|---------------|-----------|----------------|------------------|---------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の 子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | - % | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 6,642,605 | 未払手数料 | 1,630,250 |
| 親会社の 子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 135,000,000 | 証券業 | - % | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 6,960,278 | 未払手数料 | 1,200,878 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------------|---------|---------------|-----------|----------------|-----------|----------------|------------|----|------|
| 親会社 | ㈱三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区 | 2,344,038,000 | 銀行業 | 50.1% | 持株会社 | 子会社株式の売却(売却価格) | 24,000,000 | - | - |
| | | | | | | | 子会社株式売却益 | 14,096,622 | | |

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|------------------------------|-----------------------|-----------------|-------------|----------------|-----------|----------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の 子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | - % | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 8,327,979 | 未払手数料 | 2,117,600 |
| 親会社の 子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 135,000,000 | 証券業 | - % | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 7,176,048 | 未払手数料 | 1,490,173 |
| 親会社の 子会社 | SMBC Americas Holdings, Inc. | アメリカ合衆国テラウエア州ウィルミントン市 | 米ドル 3,010.50 | 銀行業(銀行持株会社) | - | - | 子会社株式の売却(売却価格) | 773,585 | - | - |
| | | | | | | | 子会社株式売却益 | 672,682 | | |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 3,289.22円 | 3,219.24円 |
| 1株当たり当期純利益 | 746.27円 | 251.16円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 25,276,287 | 8,506,969 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 25,276,287 | 8,506,969 |
| 期中平均株式数(株) | 33,870,060 | 33,870,060 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
(ロ) 資本金の額 342,037百万円(2024年3月末現在)
(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2024年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) 2024年3月末現在 | 事業の内容 |
|------------|--------------------------|---------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,770,996 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

<訂正後>

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
(ロ) 資本金の額 342,037百万円(2025年3月末現在)
(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[参考情報：再信託受託会社の概要]

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2025年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) 2025年3月末現在 | 事業の内容 |
|------------|--------------------------|---------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,771,093 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2070の2025年3月18日から2025年9月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070の2025年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月18日から2025年9月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。